

松川町広告第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 38 第 1 項の規定に基づく所有不動産の登記移転等に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり公告する。

令和 2 年 4 月 27 日

松川町長 宮下 智博



記

1、申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

別紙 1 のとおり

2、申請不動産に関する事項

別紙 1 のとおり

3、異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

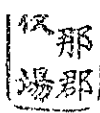
4、異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

期 間 令和 2 年 4 月 27 日から令和 2 年 7 月 28 日

方 法 地方自治法施行規則第 22 条の 3 第 2 項に規定する手続き（異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他必要と認める書類を添えて行う）による

5、異議申出書等提出先

長野県下伊那郡松川町元大島 3823 番地
松川町役場まちづくり政策課
電話番号 0265-36-7014（直通）



1、申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称 大澤南部自治会
区域 松川町上片桐大澤南部
主たる事務所 松川町上片桐 568 番地

2、申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積 (㎡)	所在地
宅地	349.52	下伊那郡松川町上片桐 568 番地
境内地	491.00	下伊那郡松川町上片桐 569 番地

(2) 上記土地の表題部所有者又は登記名義人の氏名または名称及び住所

氏名	住所	持分
米山喜六	上伊那郡上片桐村 577 番地	39 分の 1
北島庄太郎	上伊那郡上片桐村 299 番地	39 分の 1
北島増吉	上伊那郡上片桐村乙 292 番地	39 分の 1
米山朝太郎	上伊那郡上片桐村 297 番地	39 分の 1
島崎俊弥	上伊那郡上片桐村 293 番地	39 分の 1
大沢鶴吉	上伊那郡上片桐村 298 番地	39 分の 1
北原善男	上伊那郡上片桐村 295 番地	39 分の 1
米山十寸三	上伊那郡上片桐村甲 283 番地	39 分の 1
山岸藤太郎	上伊那郡上片桐村 529 番地口	39 分の 1
酒井直四郎	上伊那郡上片桐村 115 番地イ	39 分の 1
荒井金三郎	上伊那郡上片桐村 310 番地	39 分の 1
米山大助	上伊那郡上片桐村 294 番地	39 分の 1
佐々木金吾	上伊那郡上片桐村 121 番地イ	39 分の 1
北原栄次郎	上伊那郡上片桐村 611 番地	39 分の 1
米山寅吉	上伊那郡上片桐村甲 308 番地	39 分の 1
安藤仙太郎	上伊那郡上片桐村甲 292 番地	39 分の 1
大沢芳太郎	上伊那郡上片桐村 284 番地	39 分の 1

米山寿一	上伊那郡上片桐村 585 番地	39 分の 1
大場明太郎	上伊那郡上片桐村 313 番地	39 分の 1
大沢喜一	上伊那郡上片桐村 570 番地	39 分の 1
島崎森助	上伊那郡上片桐村乙 281 番地	39 分の 1
大沢弘	上伊那郡上片桐村甲 296 番地	39 分の 1
大沢彦次郎	上伊那郡上片桐村甲 281 番地	39 分の 1
荒井安太郎	上伊那郡上片桐村 317 番地	39 分の 1
西村亀次郎	上伊那郡上片桐村 167 番地	39 分の 1
酒井源太郎	上伊那郡上片桐村 513 番地	39 分の 1
大沢秀雄	上伊那郡上片桐村 386 番地	39 分の 1
橋場強造	上伊那郡上片桐村 111 番地口の 2	39 分の 1
米山莊治	上伊那郡上片桐村 628 番地	39 分の 1
大場政一	上伊那郡上片桐村 312 番地	39 分の 1
原増次郎	上伊那郡上片桐村 305 番地	39 分の 1
米山兼松	上伊那郡上片桐村 301 番地	39 分の 1
島崎浜次郎	上伊那郡上片桐村 300 番地	39 分の 1
宮沢良吉	上伊那郡上片桐村 109 番地	39 分の 1
北島猛志	上伊那郡上片桐村 280 番地	39 分の 1
大沢仙次郎	上伊那郡上片桐村 501 番地 2	39 分の 1
米山今朝吉	上伊那郡上片桐村 6 番地	39 分の 1
原喜太郎	上伊那郡上片桐村 347 番地	39 分の 1
大沢一男	上伊那郡上片桐村 561 番地 1	39 分の 1